

Q&A よくある質問・お問い合わせ

Q 個人で行うボランティア活動は対象となりますか？

A 個人の活動は対象となりません。継続的かつ安定的な市民活動を行うことができる規模として、本補償制度では5人以上で組織された団体による活動を対象としています。

Q 地域の見守り活動で移動中の事故は対象となりますか？

A 移動を伴う活動であっても、団体が定めた活動の「開始地点から終了地点」の範囲内であれば、本補償制度の対象となります。ただし、自宅等と活動地の間の往復途上は対象となりません。

Q 河川清掃中に草刈機を壊した場合や道具の搬送中に運転していた軽トラックを損傷させた場合は対象になりますか？

A 【草刈機】活動者等のご自身の物は本補償制度の対象外です。ただし、活動者等以外の第三者の物を借りていて壊した場合は、受託物賠償として本補償制度の対象となります。
【軽トラック】活動に使用する自動車は自分の物でも他人の物でも本補償制度の対象外です(所有者等が加入されている自動車の任意保険等での対応となります。)。ただし、草刈機使用中に石がはねて第三者の自動車が損傷した場合は財物賠償の対象となります。

Q 青少年健全育成を目的としたスポーツ大会や、高齢者の健康増進を目的としたグラウンドゴルフ大会中の事故は対象になりますか？

A 市民活動に関する内容かどうかを問わず、スポーツ活動中の事故は本補償制度の対象となりません。

Q 本補償制度のほかに加入している保険(自治会保険、社協のボランティア活動保険等)から保険金が支払われる場合でも、本制度から補償金は支払われますか？

A ・傷害事故については、他の保険や補償に関係なく本補償金が支払われます。
※他の保険が市の他部署加入保険等の場合は、本補償制度の対象にはなりません。
・賠償事故については、当該損害の額や他の保険契約の状況・割合等をもとに本補償制度からの補償金を算出します。

事故を減らすために

佐賀市市民活動補償制度は、市民活動中の万が一の事故に備えて設けた制度ですが、事故を未然に防ぐことが最も大切です。活動の際には次の点をご確認ください。

- ◇事前に綿密な計画を立てていますか？スケジュールや内容に無理はありませんか？
- ◇危険な場所はありますか？不安があれば、確認や下見を済ませておきましょう。
- ◇用具を使用する場合、点検は済んでいますか？
- ◇指導員やスタッフの人数は不足していませんか？注意や指導は全体に行き渡りますか？

【注】近年、草刈機による事故が多発しています。草刈機を使用する時は、安全管理に特に注意してください。(ゴーグル着用、作業前点検、飛散保護カバー確認、周囲15m確保、キックバック注意など)



過去の発生事故の状況 佐賀市で発生した過去の主な事故の状況

傷害事故

- 1位 草刈り中に蜂に刺された
2位 河川清掃中、法面で足を滑らせ転落
3位 ゴミや荷物の運搬中、足がつかず転倒
4位 鎌で勢いあまって自分の手や足を負傷

賠償責任事故

- 発生した事故のうち約80%が「草刈機」による事故
- 事故内容
- ・草刈機使用中に小石が飛び、駐車している車の窓ガラスが割れた
 - ・草刈機の動いている刃で隣の人の足を切った

- ケガ
- 1位 転倒して骨折
2位 蜂刺され
3位 鎌や草刈機の刃で手や足を切った
4位 転倒して打撲・脱臼



あなたの市民活動を応援します！

佐賀市

しみんかつどうほしょうせいど

市民活動補償制度

のご案内



市民活動補償制度とは

佐賀市では、市民のみなさんが安心して市民活動を行うことができるように、活動中に起こってしまった予期せぬ事故によるケガ等について補償する制度を設けています。

この制度は、市民活動を行う市民活動団体等を被保険者として、市が保険会社と契約を結んでいますので、事前の登録・保険契約の申し込み・保険料の支払いは必要ありません。

補償対象となる活動

次の①～④の内容を全て満たす活動が対象となります。

- ① 佐賀市内に活動の拠点を置き、5人以上の共通の目的を持った市民によって自発的に組織されている団体による活動(その構成員の一部が市外居住者である場合を含む)
- ② 非営利かつ公益的活動を行う団体による活動
- ③ 本来の職場を離れて自由意志のもとに行う継続的、計画的、臨時的な公益性のある直接活動
- ④ 佐賀市内における活動

【具体的な活動内容は次のとおりです】

地域社会活動	地域清掃活動・地域美化活動・地域防犯活動・地域交通安全活動等
青少年健全育成活動	子ども会等の指導者育成活動・非行防止活動等
環境保全活動	環境美化活動・環境教育活動・消費生活活動・リサイクル活動等
社会教育活動	文化芸術活動支援・学習支援活動等
社会福祉活動	高齢者援護活動・福祉施設等援護活動・障がい者援護活動等

補償対象となる人

指導者等	市民活動団体において、市民活動の計画立案、運営の指導的地位にある人、これに準じる人
活動者等	市民活動団体において、市民活動を実践し、これに従事する人 ※当該活動の観覧者や活動を伴わない参加者は除く(補償対象外)

補償対象とならない活動

- ◇ 政治、宗教、営利を目的とする活動
- ◇ 有償で行われる活動(交通費などの実費支給は無報酬とみなす)
- ◇ 自助的な活動や懇親、趣味などを目的とした活動
- ◇ 事業所等の職場や学校などの管理下等で行う活動(PTA活動を含む)
- ◇ スポーツ活動
- ◇ 危険度の高い活動(危険度が高い祭礼、山岳・海難救助ボランティア活動、災害救助ボランティア活動等の緊急時での活動、資格が必要な銃器・わな等を使用する害獣駆除ボランティア活動、森林ボランティア活動での野焼き・山焼きを行うもの、チェーンソーを使用するもの等)

問い合わせ

佐賀市役所 地域振興部 協働推進課 市民活動推進係
〒840-0826 佐賀市白山二丁目1番12号 佐賀商ビル7階
TEL: 0952-40-7078 FAX: 0952-40-7385 E-mail: kyodo@city.saga.lg.jp

補償内容

市民活動中に発生した急激かつ偶然な身体の外部からの作用によって生じた事故により死亡、負傷した場合

補償金の種類 (1名あたり)	補償金額	支給事由
死 亡	500万円	事故発生日から起算して180日以内に死亡した場合
後 遺 障 害	15万円～500万円	傷害事故を直接の原因として、事故発生日から起算して180日以内に後遺障害を生じた場合
入 院	3,000円/日	傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため入院による治療を受けた場合 (事故発生日から起算して180日を限度)
通 院	2,000円/日	傷害事故を直接の原因として生活機能又は業務機能に支障をきたしたため通院による治療を受けた場合 (180日以内の通院で通院日数は90日を限度)
手 術	ア：入院中3万円 イ：ア以外1万5千円	傷害事故を直接の原因として、事故発生日から起算して180日以内に当該傷害の治療を直接の目的として手術を受けた場合 (1事故に基づく傷害について1回の手術に限る。なお、1事故に基づく傷害に対して、左記ア・イの手術を受けた場合はアの金額)

※熱中症や細菌性食物中毒(腸管出血性大腸菌感染症(〇-157)を含む)、ウイルス性食中毒も対象となります。

[留意事項1] 上表補償金は併給することができます。ただし、死亡補償金と後遺障害補償金を併給する場合は、支給される補償金の額は、死亡補償金の補償金額を限度とします。

[留意事項2] 傷害補償対象者に対して、賠償責任補償対象者が法律上の損害賠償責任を有する場合は、傷害事故における補償金は支給せず、賠償責任事故における補償金を支給します。

[傷害補償の補償対象とならない主な事故]

- ・自殺行為、犯罪行為、闘争行為による事故
- ・無資格運転、飲酒運転、薬物等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車、原動機付自転車を運転している間に生じた事故
- ・脳疾患、疾病、心神喪失
- ・妊娠、出産、早産、流産、外科的手術その他の医療措置
- ・大気汚染、水質汚濁等の環境汚染による事故(不測かつ突発的に発生した環境汚染による事故を除く。)
- ・頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛で他覚症状のないもの
- ・労働者災害補償保険法、その他日本国の労働災害補償法令に基づく補償部分等

市民活動中に第三者の生命、身体、財物又は受託物に損害を与え、法律上の賠償責任を負担することによって損害を被る場合

補償金の種類	補償金支払限度額	
身 体 賠 償	1名あたり限度額	6,000万円
	1事故あたり限度額	3億円
財 物 賠 償	1事故あたり限度額	300万円
受 託 物 賠 償	1事故あたり限度額	300万円

※細菌性食物中毒(腸管出血性大腸菌感染症(〇-157)を含む)、ウイルス性食中毒も対象となります。

[留意事項1] 賠償責任事故における補償金の種類・額は、次に掲げる損害又は費用のうち保険会社が認定した額を合計した額となります。
・治療費、入院費(諸雑費を含む)、通院交通費、休業補償、葬儀費、慰謝料、逸失利益、修理費その他賠償補償対象者が法律上の賠償責任を負う損害
・上記の損害の防止、軽減のために賠償責任補償対象者が支出した費用であって、保険会社が承認したもの
・損害賠償責任に関する紛争を解決するための訴訟、仲裁、和解、調定等に関し、賠償責任補償対象者が支出した費用であって、保険会社が承認したもの
・賠償責任補償対象者が保険会社の事務に協力するために支出した費用
・その他保険会社が承認する損害又は費用

[留意事項2] 賠償責任補償対象者が他の賠償責任保険契約等を締結している場合、それぞれの保険契約(市民活動補償制度を含む。)について、他の保険契約がないものとして算出したてん補償額の合計額が損害の額を超えるときの上表の補償金の額は、当該額に市民活動補償制度によるてん補償額の当該合計額に対する割合を乗じて得た額とします。

[賠償責任補償の補償対象とならない主な事故]

- ・日本国外の裁判所において提起された損害賠償請求訴訟に係る事故
- ・賠償責任補償対象者と世帯を同じくする親族に対する事故
- ・賠償責任補償対象者と第三者との間に損害賠償に関する特別の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任
- ・施設の新築、改築、修理、取りこわし等の工事による事故
- ・航空機、昇降機、自動車、施設外における船・車両(原動力がもっぱら人力である場合を除く。)、動物の所有、使用、管理に起因する賠償責任等
- ※受託物補償の対象外:不動産、自動車・船舶等、紙幣・貨幣・貴金属等、動物・植物・食物、眼鏡等

[傷害補償・賠償責任補償共通で補償対象とならない主な事故]

- ・故意による事故
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による事故
- ・地震、噴火、洪水、津波等の天災による事故
- ・市民活動を行う場所と自宅等との往復の行程(往復途上)での事故
- ・本市が契約した普通保険約款並びに特別約款及び各種特約条項等に定める事由によるもの

[往復の行程(往復途上)とは]



市民活動補償制度で対象となるのは、市民活動中に発生した事故ですので、団体が定めた活動の開始地点から終了地点までに起きた事故が対象となります。「自宅等から活動の開始地点までの移動中に発生した事故」、「活動の終了地点から自宅等までの帰宅等途中に発生した事故」は補償の対象となりません。

事故の発生から保険金の受け取りまで

傷害事故の場合 ※「賠償責任事故」の場合は手続きが一部異なりますので、必ず市の窓口にご確認ください。

① 事故が起きてしまったら

(1) 市民活動中に事故が発生

- ・団体の代表者が、事故発生後の直近の市役所開庁日に、市の担当窓口ご連絡してください。
- ・[聞き取り内容] いつ、どこで、だれが、どのような活動で、どのようなケガ(事故)で、どうなった。

事故発生日から30日以内 ※事故発生の報告が遅れると遅延理由書の提出が必要になる場合があります。

(2) 事故報告書を市の担当窓口へ提出

- ・団体の代表者が、事故報告書(添付書類あり)を市の担当窓口にご提出ください。

[添付書類]

- ① 事故報告書(指定様式あり)
- ② 団体の規約、団体名簿
- ③ 事故が発生した活動の事業計画書・事業報告書
- ④ 活動者名簿
- ⑤ 実施プログラム・チラシ等
- ⑥ その他保険会社が求める書類

賠償責任事故(物損事故)の場合は、別途次の資料も必要になります。

- ・損害を証明する写真複数枚
- ・見積書等
- ・その他、事故内容により確認

(3) 補償制度の適用の可否を判断

- ① 市が本補償制度の適用の可否を判断します。
- ② 市が適用範囲内と判断した場合、保険会社に通知し保険会社での審査となります。
- ③ 保険会社が適用範囲内と決定した場合、保険会社から「ケガをされた方(未成年の場合は保護者)」へ保険金請求関係書類を送付します。

② 治療が終わったら

(1) 治療完了後(または、事故発生日から180日経過後)

「ケガをされた方(未成年の場合は保護者)」から保険会社へ保険金請求書類を提出してください。

(2) 保険会社から保険金の支払い

- ・保険会社から「ケガをされた方」に保険金を支払い、支払済通知を送付します。
- ・保険金は、保険金請求書類を保険会社に提出後、おおむね1か月程度で支払われます。

※賠償責任補償の場合は、別途市の窓口へお尋ねください。

[注1] 賠償責任補償の場合、相手方と示談するときは、必ず市の担当窓口を通して保険会社に事前に相談してください。事前相談なく示談したときは、補償金額の一部が補償の対象にならないことがありますのでご注意ください。

[注2] 補償金額は、市と契約している保険会社の判断となります。詳細は市の担当窓口にお問い合わせください。

事故が起きた場合は、市の担当窓口にご連絡ください。

市民活動中の事故の場合
自治会活動中の事故の場合

協働推進課 ☎40-7078
総務法制課 ☎40-7010